

消火器			
用途	構造	規模	備考
(16) 項	指定なし	150m ² 以上	(16) 項のうち(3)項、(4)項、(5)項、(6)項、(9)項、(12)項、(13)項、(14)項、(15)項に掲げる防火対象物の用途に供する部分を有する場合
屋内消火栓設備			
(16) 項	耐火構造	3000m ² 以上	特定主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物に限る
	耐火構造	2000m ² 以上	特定主要構造部を耐火構造としたその他の防火対象物
	準耐火構造		天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物に限る
	その他		その他の構造の建築物で準耐火構造と同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもので、天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物に限る
	その他	1000m ² 以上	上記に要件を満たさないもの
その他の要件		条例別表第4に定める指定可燃物の数量の750倍以上を貯蔵又は取扱う指定可燃物貯蔵取扱所	
自動火災報知設備			
(5) 項口	その他	200m ² 以上	特定主要構造部を耐火構造としたもの又は天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物及びその他の構造の建築物で準耐火構造と同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもので、天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物は除く。
(16) 項口	その他	300m ² 以上	2階以上の階に(5)項口に掲げる用途を供するもの ただし、特定主要構造部を耐火構造としたもの又は天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物及びその他の構造の建築物で準耐火構造と同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもので、天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物は除く。
	すべて	1000m ² 以上	
その他の要件		条例別表第4に定める指定可燃物の数量の500倍以上を貯蔵又は取扱う指定可燃物貯蔵取扱所	
誘導灯			
(7) 項	すべて	300m ² 以上	避難口誘導灯及び通路誘導灯 夜間(日没時から日出時までの時間をいう。)において授業を置くものに限る。
(12) 項	すべて	300m ² 以上	避難口誘導灯

※その他の設備(スプリンクラー設備、避難器具、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、非常警報設備、排煙設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備)についてはお問い合わせください。